

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年7月31日 午前9時30分
場 所 三条市役所第二庁舎 3階 301会議室

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 三条市農政対策協議会委員の推薦について

- 報告事項
- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
 - 報第2号 農政対策部会の結果報告について
 - 報第3号 農用地利用集積計画等の解約通知について
 - 報第4号 農地潰廃通報について
 - 報第5号 作付変更届について
 - 報第6号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 坂井浩行委員 | 2番 早川直子委員 |
| 3番 山屋和徳委員 | 4番 栞原一郎委員 |
| 5番 小池秀一委員 | 6番 志田洋一委員 |
| 7番 笹岡大介委員 | 8番 瀬高栄津子委員 |
| 9番 山倉 広委員 | 10番 佐藤直人委員 |
| 12番 飛岡雅史委員 | 13番 井上利弥委員 |
| 14番 五十嵐弘作委員 | 15番 吉田 昇委員 |
| 16番 鈴木範男委員 | 17番 熊倉 睦委員 |
| 18番 田邊健一委員 | 19番 淡路五樹委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 11番 小師栄一委員

推進委員出席委員 18名

- | | |
|--------|----------|
| 青木誠一委員 | 岡崎耕一郎委員 |
| 川上利男委員 | 北澤正之委員 |
| 小出和哉委員 | 小林克洋委員 |
| 駒形 徹委員 | 佐々木 一光委員 |

高 山 弘 則 委員
新飯田 雅 樹 委員
堀 江 義 栄 委員
山 寄 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員

中 澤 伸一郎 委員
平 松 広 之 委員
丸 山 由 夫 委員
山 谷 秀 昭 委員
渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 井 修
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 事	三 本 琳 花

午前9時30分 開会及び開議

議長（榎原会長）

これより総会を開会します。

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、在任委員18名、出席18名、欠席0名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名いたします。

1番、坂井浩行委員、18番、田邊健一委員からお願いいたします。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第5号及び報第1号から報第6号までの以上11件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

23ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定31件、所有権移転3件で、合計34件、17万8,844.15平米です。

なお、新規設定においては10アール当たり賃借料、形態、利用権の設定をする者、受ける者及び期間について、所有権移転においては売買価格、形態、所有権を移転する者、受ける者などについては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

番号ごとに順次説明します。1ページをお願いします。

新規設定です。

127番は、新光地内の農地 2 筆、1,483 平米。

128番は、曲渕三丁目地内の農地 1 筆、981 平米。

129番は、2 ページまで続きます。曲渕三丁目地内の農地 1 筆、519 平米。

130番は、井栗地内の農地 1 筆、1,986 平米。

131番は、塚野目地内ほかの農地 8 筆、1 万2,117 平米。

132番は、鶴田地内の農地 1 筆、1,961 平米。

4 ページをお願いします。

133番は、大宮新田地内の農地 1 筆、2,003 平米。

134番は、大宮新田地内の農地 2 筆、3,632 平米。

135番は、三貫地新田地内の農地 2 筆、2,022 平米。

136番は、東大崎一丁目地内ほかの農地 3 筆、6,175 平米。

137番は、6 ページまで続きます。上保内地内の農地 5 筆、2,263 平米。

138番は、上保内地内の農地11筆、6,106 平米。

139番は、8 ページまで続きます。下保内地内の農地 3 筆、3,289 平米。

140番は、下保内地内の農地 6 筆、3,953 平米。

141番は、西中地内ほかの農地12筆、2 万44.15 平米。

10ページをお願いします。

142番は、西中地内の農地 2 筆、1,599 平米。

143番は、東鱈田地内の農地 1 筆、347 平米。

144番は、金子新田地内の農地 6 筆、1 万2,310 平米。

145番は、12ページまで続きます。月岡一丁目地内の農地 4 筆、1,946 平米。

146番は、月岡地内ほかの農地 9 筆、5,489 平米。

147番は、月岡地内ほかの農地 3 筆、605 平米。

148番は、14ページまで続きます。月岡三丁目地内の農地 1 筆、483 平米。

149番は、片口地内の農地 1 筆、602 平米。

150番は、荻島地内の農地 4 筆、3,813 平米。

151番は、16ページまで続きます。芹山地内ほかの農地10筆、3 万5,393 平米。

152番は、福島新田地内の農地 3 筆、5,358 平米。

153番は、福島新田地内ほかの農地10筆、695 平米。

154番は、18ページまで続きます。大面地内の農地 2 筆、6,836 平米。

155番は、笹岡地内の農地 4 筆、6,898 平米。

156番は、飯田地内の農地 5 筆、3,021 平米。

157番は、鹿峠地内の農地 2 筆、2,144 平米。

21ページをお願いします。

所有権移転です。

158番は、代官島地内ほかの農地 5 筆、827 平米。

159番は、22ページまで続きます。大面地内の農地 6 筆、1 万5,727 平米。

160番は、牛ヶ首地内の農地13筆、6,217 平米。

いずれも、令和８年９月29日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第２調査部会長から調査結果について御報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

９番、山倉広委員。

第２調査部会長（９番山倉 広委員）

まず最初に、第２調査部会の開催概要について報告いたします。

当部会は、７月27日午前９時から厚生福祉会館２階第２集会室において、栞原会長、井上会長代理同席の下、開催いたしました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前９時53分に閉会しました。

続きまして、議第１号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会があった案件は、新規設定31件、所有権移転３件、合計34件で、17万8,844.15平米です。

事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第１号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言につきましては、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をしていただきたいと思います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第１号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第２号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』を議題としま

す。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第２号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』説明いたします。

24ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもののみに2件、合計620平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

18番は、吉田地内の農地３筆、290平米を、耕作の予定がなく、維持管理が難しいため、近隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

19番は、猪子場新田地内の農地１筆、330平米を、隣接する畑を所有する譲受人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

９番、山倉広委員。

第２調査部会長（９番山倉 広委員）

それでは、議第２号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買によるもののみに2件で、合計620平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも農地法第３条第２項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第２号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第２号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

25ページ欄外を御覧ください。今月の申請は3件、1,178.52平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

3番は、井栗三丁目地内の農地2筆、736平米を農機具格納庫2棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、三条市立第四中学校の東側500メートル付近で、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するために行われるものであるため、農用地の不許可の例外に当たるものと判断されます。

4番は、下須頃地内の農地2筆、316平米を既存の宅地と一体で農家住宅1棟、農舎1棟、通路及び庭の用地として利用したいもので、場所につきましては、JR燕三条駅の南側850メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

5番は、岡野新田地内の農地3筆、126.52平米を住宅乗入通路の用地として利用したいもので、場所につきましては、北陸自動車道栄スマートインターチェンジの北側300メートル付近で、おおむね300メートル以内にインターチェンジがある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は3件、1,178.52平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。

また、いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の説明をする前に、議案の訂正をお願いいたします。

本日お手元に配付の令和8年7月総会議案正誤表と議案書27ページを御覧ください。議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』のうち、15番1件について申請人から取下げの申出がありましたので、この1件を削除し、27ページ欄外の件数、筆数及び面積をそれぞれ4件、9筆、873.56平米に訂正するものです。

それでは、番号ごとに順次説明いたします。26ページをお願いします。

12番は、新光町地内の農地1筆、165平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、にじいろ保育園の北西側400メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設及び医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

13番及び14番は、塚野目五丁目地内の農地それぞれ2筆、241平米と3筆、288平米を、13番においては使用貸借権の設定により、14番においては売買により取得し、一体で住宅1棟、カーポート1棟及び駐車場2台分の用地として利用したいもので、14番の価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条塚野目郵便局の北東側400メートル付近で、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

16番は、曲谷地内の農地3筆、179.56平米を、隣接する宅地と一体で系統用蓄電池2基、構内柱1本及び通路、緩衝地の用地として利用したいもので、価格は宅地を含め、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、小外谷ふれあいセンターの北側30メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9 番、山倉広委員。

第2調査部会長（9 番山倉 広委員）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は4件、873.56平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。

また、いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとししました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栢原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で調査部会長から事前に調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（栢原会長）

続きまして、議第5号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第5号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』説明いたします。

28ページの議第5号参考資料を御覧ください。

三条市農政対策協議会は、三条市における農政対策の適正な推進と農業の健全な発展を図るために設置されたものであり、市長の諮問に応じ、農業振興地域の整備に関する法律に基づくこと、農業経営基盤強化促進法に基づくこと、それらを調査協議する組織であります。

現在、4番、栗原一郎委員、13番、井上利弥委員、15番、吉田昇委員の3名の方に協議会委員になっていただいていたところではありますが、8月21日の任期満了に当たり、新たに委員3名の推薦が依頼されているところでございます。任期は2年間でございます。

説明は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

三条市農政対策協議会委員3名につきましては、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。休憩して自由な意見交換をお願いいたします。

しばらくの間休憩いたします。

（午前9時56分から午前9時57分まで休憩）

議長（栗原会長）

それでは、会議を再開します。

休憩中の意見交換に基づき、3名全員を留任する意見がありましたので、3人の留任に御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、4番、栗原一郎、13番、井上利弥委員、15番、吉田昇委員の以上3名を推薦することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から第6号までの6件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告をいただいておりますので、省略いたします。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』農政対策部会長より報告願います。

農政対策部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会は、7月22日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室において、栗原会長、井上会長代理の出席を得まして開催しました。

議題は、毎年実施しております令和8年度農地パトロールについて、令和8年度作況調査について、令和9年度三条市農林関係施策の要望についてです。

初めに、令和8年度農地パトロールについて報告します。お手元の資料1ページを御覧ください。調査内容は、遊休農地の実態や前年度の農地法第3条の許可後における耕作状況の把握についてです。

続きまして、資料10ページ、令和8年度農地パトロール区域を御覧ください。原則タブレットの現地確認アプリを使って調査しますが、事務局職員が同行し、タブレット操作を支援する必要があることから、本日から8月12日までの予定で実施したいと思います。

なお、日程や実施方法、班編成など詳細につきましては、総会終了後に事務局から説明がありますので、よろしくお願いします。

次に、作況調査について報告します。昨年からこれまでの作況指数に代わり、作況単収指数による作柄が発表されたところですが、市内の農業者が注目していること、市農業委員会独自の調査であることから、今年度の作況調査も昨年同様圃場検分による調査とし、各委員から記録用紙に作況や予想収量などを記録していただきます。

資料8ページを御覧ください。8月31日月曜日午後1時30分から実施することとしました。作況調査を行う圃場については、委員の経営圃場を検分したほうがよいとの意見があったため、今年度は資料9ページのとおり栄地域2か所、三条・下田地域はそれぞれ1か所で実施することとしました。また、調査終了後、作況調査検討会を実施します。

次に、令和9年度三条市農林関係施策の要望についてでございます。9月30日水曜日午後1時30分から榎原会長、井上会長代理、志田部会長代理、鈴木部会長代理と私の5人で市長に面会し、要望書を提出することといたしました。

また、要望項目は昨年度と同じく10項目としました。先日、事務局が要望書の新旧対照表を発送しましたが、赤字の箇所が昨年の要望事項から変更したものとなります。こちらについても意見や要望がある場合は、8月12日水曜日までに事務局へお申し出ください。皆さんからの意見を反映した要望項目は、来月の総会で改めて説明します。

そのほか、事務局から農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募、あっせん基準の取扱いの見直し等について報告がありました。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（榎原会長）

ありがとうございました。

ただいまの農政対策部会の結果報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は、自席へお戻り願います。

議長（榎原会長）

次に、報第3号から報第6号までの4件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（榎原会長）

ありがとうございました。

報告の中で質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1 調査部会長、3 番、山屋和徳委員。

第1 調査部会長（3 番山屋和徳委員）

来月は、第1 調査部会の当番でございます。8 月26日午前9 時から厚生福社会館2 階

第2 集会室で会議を開催いたします。関係委員の方は出席をお願いします。

議長（栞原会長）

以上で総会を閉会いたします。

午前10時08分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長 栞 原 一 郎

議 事 録 署 名 委 員 (1 番) 坂 井 浩 行

議 事 録 署 名 委 員 (1 8 番) 田 邊 健 一
